

承認第12号

専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年8月31日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市有地における倒木により発生した事案に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和3年8月10日

中間市長 福田 浩



記

- 1 相手方
中間市在住 男性
- 2 事案の概要
 - (1) 事案発生日時
令和3年8月2日(月) 午前11時頃
 - (2) 事案の発生場所
中間市七重町地内
 - (3) 事案の状況
市道七重1号線に隣接する市有地の法面に成育している大木が、その一部の腐朽により折損し、相手方家屋の外構のフェンスに損傷を与えた。
- 3 損害賠償の額
35,200円
- 4 和解の趣旨
 - (1) 市は、本件事案により生じた物件損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。
 - (2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事案に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。